

利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という。）は、本アプリ上で発行される電子商品券（以下、「商品券」という。）の商品券利用者（保有者および保有希望者（以下、「利用者」という。））の遵守事項および商品券発行者と利用者との間の契約の内容（権利義務関係）のうち共通事項を定めるものです。なお、発行者毎の商品券の仕様については附則によります。利用者は、本規約（商品券毎に各附則を含む。以下、同じ。）の全文を必ずお読みのうえ、本規約に同意し、本サービスをご利用ください。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語の定義は以下の通りとします。

1. 電子商品券（「商品券」）

本アプリ上に電磁的方法により記録される前払式支払手段若しくはポイントであって、本規約および商品券発行者が別途定める規約等の条件に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリにより読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリにより取扱店において二次元コードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるもの。商品券毎に定める附則の条件が適用される。

2. 取扱店

保有者との間で自己が指定した対象商品等（財やサービス、商品券発行者が規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人又は法人

3. 商品券使用取引

商品券の保有者が、取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受またはサービスの提供を受ける取引

4. 本アプリ

利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェア

第2条（商品券の発行申込み、発行）

1. 保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンに本アプリをダウンロードできる者）は、定められた方法に従い、本アプリを自らのスマートフォンにダウンロードし、本アプリを通じて登録したうえで、商品券発行者に対し商品券の発行を申し込むことができます。
2. 商品券発行者は、システムを使用して、所定の情報を入力し、利用者が、本アプリを利用してシステムに記録されたコイン数を読み取れる形で商品券を発行します（発行等にかかる事務は、株式会社まちのわが開発、運営する「地域通貨プラットフォームサービス」を利用して行われる、以下同じ。）。
3. 保有者は、発行された商品券の残高および利用履歴を、本アプリを利用して確認することができます。
4. 商品券の発行に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第3条（商品券の利用）

1. 保有者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭にて保有するスマートフォンを提示し、取扱店における二次元コードを読み取り、取扱店が提供する財またはサービスの価額（消費税相当額含む、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数を入力することで、保有者の保有するコイン残高が

ら当該コイン数を減じる方法で、商品券を取扱店との間の商品券使用取引の決済に利用することができるものとします。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、不足分を現金等の他の支払い方法で支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。

2. 保有者は、事前に二次元コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ及びこれらに表示される二次元コードの複製物を提示する形での商品券の利用はできません。
3. 保有者は、商品券使用取引の完了後、本アプリにより利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
4. 商品券の利用に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第4条（商品券使用取引の取消し等）

利用者は、法令に基づき売買等の契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店との間で行った商品券使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。

第5条（払戻し）

利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。但し、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると商品券発行者が認めた場合はこの限りではありません。

第6条（利用者の義務）

1. 利用者は本アプリおよび商品券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。
2. 利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - （1）本アプリおよび商品券を複製し、改変し、公衆送信すること
 - （2）本アプリおよび商品券を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
 - （3）違法又は公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、又は商品券使用取引を行うこと
 - （4）申込みに際し、商品券発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
 - （5）その他本規約に反すること
3. 前項に規定するほか、商品券を不正に利用する行為（利用者その他商品券発行者が不適切と判断する行為）を利用者が行った場合又はその恐れがあると商品券発行者が認めた場合、商品券発行者及び取扱店は、利用者による商品券の利用を認めない場合があります。また、利用者が前二項に違反し、スマートフォンを紛失し、その他の理由により商品券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、商品券発行者は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者は、本規約に違反したことにより商品券発行者又は取扱店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
5. 商品券発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第7条（期間）

商品券は、定められた利用期間のみ利用できるものとします。期間終了をもって未使用コインは失効します。

第8条（個人情報等の取扱い）

商品券発行者は、商品券の発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

1. 個人情報とは、商品券の発行又は利用に際し商品券発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
2. 商品券の発行及び利用に関し商品券発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用します。
 - ・商品券の運営及びサービス提供
 - ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ・電子メール等の通知手段による情報発信
 - ・利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ・個人を特定できない形の統計情報として使用
 - ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
3. 商品券発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記（2）に定める目的で、下記（3）に掲げる者と共同して利用します。
 - （1）共同して利用される個人情報の項目商品券発行者が商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
 - （2）利用目的
利用者からの商品券の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による商品券の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - （3）共同して利用する者の範囲
受任者、再受任者、及びその役職員に法律上秘密保持義務があるか、またはそれと同等の秘密保持義務契約を発行者あるいは受託者と結んだ団体

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - （1）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員 等」）であること
 - （2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （4）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 商品券発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有する商品券の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、商品券発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
4. 前項の場合、当該利用者の保有する商品券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

- 1 商品券発行者及び取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、商品券の発行及び商品券使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、商品券の全部又は一部を利用することができません。
- (1) 商品券発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合
 - (2) システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合
 - (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
 - (4) 利用者が商品券を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
 - (5) 商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
- 2 商品券発行者及び取扱店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の変更）

商品券発行者は、その裁量により、民法548条の4にしたがって本規約を変更することができるものとします。商品券発行者は、本規約を変更した場合には、本アプリ等への掲載その他商品券発行者が適切であると判断する方法により、利用者に対して、本規約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

第 12 条（権利義務の譲渡等）

利用者は、商品券発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 13 条（商品券の発行及び管理に関する業務の終了）

商品券発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、

社会情勢の変化、法令の改廃、制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じます。

第 14 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 15 条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他商品券発行者から利用者に対する連絡又は通知は、本アプリ又は商品券にかかるウェブサイト上の適宜の場所への掲示、その他商品券発行者の定める方法で行うものとします。

第 16 条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、福岡県福岡市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

令和8年7月15日制定

(附則)

新潟市が発行する新潟市デジタル商品券の仕様については本規約の規定及び以下によります。なお、「新潟市デジタル商品券 発行要綱」及び「新潟市デジタル商品券 参加店舗 募集要項 兼 利用規約」の規定の一部について、本規約では、この附則及び別紙により読み替えるものとします。

1. **業務運営** 新潟市デジタル商品券事業の実施にあたり、発行元である新潟市（以下「発行元」という。）から受託した新潟市プレデジ商品券事業運営共同体（以下、「事務局」という。）が当該商品券の発行に係る事務局業務を行います。また、事務局は本事業に係るシステムの構築・運用、新潟市デジタル商品券の発行、販売、決済、換金事務、データ管理および効果測定に関する業務を行うにあたり、株式会社まちのわが提供するシステム（地域情報プラットフォーム）を利用します。
2. **発行総額** 54 億円（プレミアム無償付与分を含む）
3. **販売総額** 45 億円
4. **販売口数** 150 万口
5. **販売価格** 1 口あたり 3,000 円
6. **販売上限数** 1 人あたり 10 口まで（申込総数が販売総数を超える場合には、抽選によります。）
7. **プレミアム率** 20%（1 口に対し、600 円の上乗せがあり、販売額と併せて 3,600 円分使うことができます）
8. **販売対象者** お申込み時点で、新潟市内にお住まいの方
9. **販売方法** 事前申込制による抽選販売
10. **参加店舗** 事前に申込み、登録された新潟市内の店舗・事業所
11. **申込期間** 令和 8 年 7 月 15 日(水)10:00～令和 8 年 7 月 31 日(金)23:59
12. **抽選結果発表** 令和 8 年 8 月 10 日(月)10:00 より順次通知
13. **購入期間** 令和 8 年 8 月 10 日(月)10:00～令和 8 年 9 月 11 日(金)23:59
14. **利用期間** 令和 8 年 8 月 10 日(月)10:00～令和 8 年 12 月 25 日(金)23:59
15. **商品券の申込・購入**
 - (1) **申込方法**:新潟市デジタル商品券の利用に当たっては、専用の新潟市デジタル商品券アプリが必要です。新潟市デジタル商品券の利用希望者は、保有するスマートフォン等の端末が指定するアプリストアより新潟市デジタル商品券アプリをダウンロードし、個人情報の登録及び着信認証による本人確認を行います。アプリの登録が完了すると、一人につき 1 口 3,000 円～10 口 30,000 円分の新潟市デジタル商品券の申し込みを行うことができます。
 - (2) **抽選**:申込総額が販売総額以下の場合には、全希望者に対し、申し込んだ全口数分の新潟市デジタル商品券を当選とし、購入及び利用を可能とします。申込総額が販売総額を超える場合には、全希望者に 1 口当選とした上で、2 口目をランダムに抽選します。なお、申請者数により、当選口数の設定は異なります。
 - (3) **購入**:当選者は、クレジットカードまたはコンビニエンスストア、ATM、キャリア決済にて当選した口数分の支払いを行います。当選者が購入期限（9 月 11 日(金)）までに購入をしない場合には、当選者の権利は失効します。なお、新潟市デジタル商品券の販売状況により事務局が別に定める方法で再募集する可能性があるものとします。
16. **決済方法** 新潟市デジタル商品券の利用者は、参加店舗スタッフの確認の下、店内支払い場所に備えられた二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取り、支払金額を入力し、決済を行います。万が一、新潟市デジタル商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとします。但し、一部の参加店舗では、不足額を現金または参加店舗の指定する方法で支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。
17. **払い戻し・失効**
 - (1) **払い戻し**:利用者は、新潟市デジタル商品券を購入した後に、払い戻しをすることはできません。但し、天災地変その他、これに準ずるやむを得ない事象によるものであると事務局が認めた場合はこの限りではありません。
 - (2) **失効**:令和 8 年 8 月 10 日(月)から令和 8 年 12 月 25 日(金)までの利用期間終了をもって新潟市デジタル商品券の未使用分は失効します。
18. **禁止事項** 新潟市デジタル商品券の他人への譲渡、新潟市デジタル商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為の一切を禁止します。

19. 新潟市デジタル商品券の利用対象にならないもの

以下の商品又はサービスは取引対象外とします。但し、発行元と事務局との協議により変更となる場合があります。

- (1) 出資や金融商品の購入（有価証券等）
- (2) 国及び地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- (3) 換金性があり、広域的に流通するものの購入（例：商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、金・銀等）
- (4) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）に規定するたばこの購入
- (5) 事業活動に伴う経費の支払い
- (6) 資産形成となるものや地代等への支払い（土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場料金等）
- (7) デジタル商品券の現金化、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に該当する営業に係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体に関わるものや、公序良俗に反するもの
- (10) 新潟市有料指定ごみ袋、収入証紙（粗大ごみ）の購入
- (11) デジタル商品券を担保に供すること、または質入れすること
- (12) その他、法律で禁止されている商品や参加店舗が独自に除外している商品

20. その他留意事項

- (1) 参加店舗において利用期間内に限り利用可能とします。
- (2) 物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能とします。
- (3) 購入後のキャンセル及び、返金はできません。
- (4) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止とします。
- (5) 現金との併用は可能です。（支払いの可否については、店舗ごとの規定によります。）
- (6) 盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、事務局は責を負いません。
- (7) 不正使用が疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。

この附則は、令和8年7月15日より施行します。

（別記）

第2次販売について

項番11の期間中の申込状況から、以下に定める方法でも販売を行います。

1. 販売対象者

項番11の期間中に申し込みをしなかった方、または購入口数が上限の10口に達していない方。ただし、項番8の対象者に限ります。なお、項番11の期間中の申込数との合計が10口に達した方は、その時点で第2次販売分の購入が終了となります。

2. 販売方法

先着順

3. 購入期間

令和8年8月17日（月）10:00～令和8年9月11日（金）23:59 ただし、予定販売数に達し次第、販売終了となります。なお、申込後、24時間以内に購入しない場合、及び上記購入期間中に購入しない場合は、申込が失効します。

この別記は、令和8年8月17日（月）より施行します。

(別紙)

新潟市デジタル商品券アプリで利用する用語の定義

(用語の定義)

1. 本規約：新潟市デジタル商品券アプリの利用規約
2. 本アプリ：電子商品券の販売及び発行、決済、その他付随するサービス等を提供するアプリケーションソフトウェア。株式会社まちのわが提供するシステム（地域情報プラットフォーム）を利用
3. 電子商品券：本アプリを通じて発行する電磁的方法により記録される前払支払手段による商品券
4. 発行者：新潟市（発行元）
5. 受託者：発行者から委託を受け本アプリのシステムを提供及び管理する事業者である新潟市プレデジ商品券事業共同体（受託者が当該商品券事業に係る業務の一部を再委託する事業者を含む）
6. 利用者：新潟市デジタル商品券購入者、保有者および保有希望者
7. 取扱店：新潟市デジタル商品券参加店舗
8. コイン：本アプリ上で利用する単位。本事業においては、1コインを1円とする
9. 残高：決済に使用できる未使用のコイン数を日本円（1コインを1円とする）に換算して表示されたもの
10. 商品券使用取引：利用者が取扱店において商品券の残高と引き換えに提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額を含む）
11. 商品券取引相当金額：参加店舗が利用者のコインと引き換えに提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）
12. 利用方法：参加店舗に設置されている二次元コードを利用者が本アプリより読み込み、商品券取引相当金額のコインを入力して商品券の残高から減じる方法
13. 商品券にかかるウェブサイト：新潟市デジタル商品券 公式Webサイト
14. 失効：権利又は価値等の効力を失うこと
15. 発行要綱：新潟市デジタル商品券に関する事項を定めたもの
16. 発行者毎：今回は新潟市のこと
17. 商品券毎：今回は新潟市デジタル商品券のこと
18. 受任者、再受任者：新潟市プレデジ商品券事業共同体及び共同体より委託を受けた再受任者

(アカウントの定義) ※アカウントとは、本アプリに必要な次の利用者情報の総称

1. 氏名（漢字）：利用者様のお名前
2. 氏名（カナ）：利用者様のフリガナ
3. 生年月日：利用者様の生年月日
4. 性別：利用者様の性別
5. 職業：利用者様の職業
6. 郵便番号：利用者様の郵便番号
7. 住所：利用者様のお申し込み時点の住所

8. メールアドレス：ご登録された利用者様のメールアドレス
※8月10日に抽選結果が配信されます
9. 携帯電話番号：ご利用様のご利用のスマートフォンの携帯電話番号による着信認証
※アカウントの作成には全ての項目の入力が必要です
※お申し込みにはスマートフォンが必要です

（スマートフォンの動作環境）

1. OS：Android8.0以上又はiOS15以上
2. 通信：インターネットに接続しデータ通信ができる事
3. ブラウザ：ホームページを閲覧できる事
4. 電子メール：発行者から電子メールを受信できること
5. 携帯電話番号：携帯電話番号で着信認証ができること